

神奈川県最低賃金の改正の知らせ

「雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。」
「使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」

- 平成 30 年 10 月 1 日 から、神奈川県最低賃金は
時間額 983 円
(27 円引き上げ)となりました。
- 神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。
- 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。
 - ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
 - ② 臨時に支払われる賃金
 - ③ 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金
- 中小企業・小規模事業者向けに各種支援策、無料相談を用意しています。
詳しくは下記の「神奈川働き方改革推進支援センター」にお問い合わせください。

※ 神奈川 働き方改革推進支援センター

神奈川県中小企業団体中央会受託

【本所】

電話:045-307-3775

住所:横浜市中区尾上町 5-80

神奈川中小企業センター9階

【出張所】

電話:046-204-6111

住所:海老名市めぐみ町 6-2

海老名商工会議所 内

問合せ先 神奈川労働局労働基準部 賃金室

〒231-8434. 横浜市中区北仲通 5-57

横浜第2合同庁舎 8階(電話 045-211-7354)

又は、最寄りの労働基準監督署